

ギヤードモータテクニカルニュース

資料 NO	タイトル	
PSN-161009A	欧州向ギヤードモータの対応について	2023年8月現在情報

1. CEマーキング概要

EUで販売する製品には基準適合マーク(CEマーク)を表示する必要があります。CEマーキングによってその製品が分野別のEU指令や規則に定められる必須要求事項(Essential Requirements)に適合したことを示します。

CEマーキングは、主に製品の安全性にかかわる宣言です。一方、RoHS指令およびエコデザイン指令に定められている製品の環境性能基準への適合も、CEマーキングによって宣言することが求められています。該当製品の製造業者または代理の第三者認証機関が所定の適合性評価を行い、製品、包装、添付文書に付与します。

1-1. 高効率規制(エコデザイン指令) [Directive (EU)2019/1781]

対象範囲

項目	内容
法律名	COMMISSION REGULATION (EU) 2019/1781(欧州)委員会規則
規制開始時期	2021年7月1日～
摘要範囲	モータ単体及び設備、機械に組み込まれたモータ
効率レベル	IE2以上 IE3以上
外被構造	指定なし
出力	0.12kW以上～0.75kW未満 0.75kW以上～1000kW以下
極数	2、4、6、8
電圧	50V超～1,000V以下
周波数	50Hz、60Hz、50/60Hz
定格	S1(連続)及び S3 80%ED(負荷時間率 80%以上の反復使用)、 S6 80%ED(負荷時間率 80%以上の反復負荷連続使用)
負荷率	100%
速度	単一速度
認証取得義務	なし(ただし、CEマーキング要)
認証表示義務	有(効率レベル、効率値を表示)、製造年の表示、付属する技術文書等への製品情報の明記
規制対象外	水中モータ、特殊環境モータ、ブレーキ(内蔵)モータ、防爆モータ モータと一体化され分離して単独で試験ができないもの TENV : Totally Enclosed Non-Ventilated(全閉自冷形)モータ 原子力施設用、多段速度(極数変換)モータ等

※ 出力0.12kW未満は規制対象外

1-2. 低電圧指令 [Directive 2014/35/EU]

特定分野の例外を除き、AC50～1000V(DC75～1500V)の電圧範囲(within certain voltage limits)で使用される電気機器の安全性適合規格です。

1-3. 改正 RoHS 指令 [Directive 2011/65/EU]

RoHS指令には、使用を制限されている物質が定められています。

RoHS指令として発効された2002/95/EC、改正RoHS指令として発効された2011/65/EUでは6物質(群)が指定されていましたが、2015年6月4日の官報で(EU)2015/863が発行され、4物質が追加になりました。

使用制限物質	最大許容値(%)	物質	最大許容値(%)
鉛(Pb)	0.1(1000ppm)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	0.1(1000ppm)
水銀(Hg)	0.1(1000ppm)	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	0.1(1000ppm)
カドミウム(Cd)	0.01(100ppm)	フタル酸ジブチル(DBP)	0.1(1000ppm)
六価クロム(Cr6+)	0.1(1000ppm)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	0.1(1000ppm)
ポリ臭化ビフェニール(PBB)	0.1(1000ppm)		
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	0.1(1000ppm)		

